

## 1. 別紙1 第一類医薬品の変更

次のものを追加する。

告示名	別名等
オキシコナゾール。ただし、膾カンジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール硝酸塩

## 2. 別紙2 第二類医薬品の変更

- (5) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のとおり変更する。

変更後	変更前
オキシコナゾール。ただし、膾カンジダ治療薬を除く。	オキシコナゾール

- (5) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のものを追加する。

告示名	別名等
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	

- (6) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、ベクロメタゾンプロピオン酸エステルを追加する。

## (参考) リスク区分の検討がなされた成分とその概要

成分	概要
オキシコナゾール。ただし、膾カンジダ治療薬に限る。	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、第一類医薬品とするもの。
ケトチフェンフマル酸塩・ナファゾリン塩酸塩(配合剤)	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、第二類医薬品とするもの。※
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、指定第二類医薬品とするもの。

※ ケトチフェンフマル酸塩及びナファゾリン塩酸塩を配合する製剤については、リスク区分の検討の結果、薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、平成26年10月3日より、第二類医薬品とすることとされたが、すでにケトチフェン及びナファゾリンはそれぞれ第二類医薬品に記載されているため、一般用医薬品の区分リストの変更はない。